

様式第16の2（第34条の3関係）

表 面

8センチメートル

第 号

電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等  
を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分  
証明書

3センチメートル

4センチメートル

写 真

押出スタンプ

所属  
氏名

年 月 日生

年 月 日発行

独立行政法人  
製品評価技術基盤機構理事長 印

6センチメートル

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第2項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。